

第38回公正取引委員会契約監視委員会議事概要

1 日時 令和6年9月12日（木）10：15～11：45

2 場所 中央合同庁舎第6号館B棟11階 公正取引委員会 大会議室

3 出席者（Web形式にて出席）

（委員）池谷委員、中村委員、南島委員

4 議事概要

（1）開会

（2）調達案件の審議

令和5年9月1日から令和6年3月31日までの間に締結した契約のうち、各委員が抽出した調達案件3件について審議が行われた。審議の概要は別紙のとおり。

（3）閉会

別紙

意見・質問	説明・回答
1 令和6年度「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」の広報実施業務（随意契約（企画競争））	
予定価格はどのように算定したか。	事前に他省庁に広告方法についてヒアリングを行った上で、広告ターゲットとなるフリーランスに対してより効果的に実施できる方法は何かを検討した結果、交通広告、コンビニ広告、ラジオ・新聞広告などの方法が適していると考え、それら媒体で効果的な広報活動を実施するための費用を積算し、予定価格を算定したものである。
広報活動の実施方法については、過去の広報活動の事例も踏まえて検討されたのか。	当委員会での過去の事例も参考として実施方法を検討していた。
企画競争執行状況調書等の資料によると、企画競争に参加した4者の見積額は同額となっているので、企画内容の妥当性で契約業者を選定したという理解でよいか。	企画の内容を最も重視して選定を行った。
本件広報業務を実施した後、効果測定は実施するのか。	効果測定も実施する予定であり、契約内容にもその旨含まれている。広報活動が一段落したタイミングで効果測定を実施し、効果測定により明らかとなった課題等を踏まえて、今後の広報業務に取り組んでいく予定である。
効果測定を実施することは次回以降の活動においても重要なものとなるので、しっかり測定を実施し、次につなげてもらいたい。	
企画競争説明書交付者数は、31者であったところ、企画競争参加者数は、4者となっている。企画競争参加者数が減った要因はどのように考えているか。	説明書交付後、事業者において仕様書を確認し、自社で実施可能かどうかを検討した結果、最終的に企画競争に参加することとした事業者が4者となったものと認識している。
企画競争の審査に当たり、事前に審査員を集めて評価してほしいポイントを説明するなどの対応は行っているのか。	評価者に対しては、事前に重点的に評価してほしいポイントを説明するなど認識合わせを行った上で審査している。
審査基準をみると重複していると思われる項目や、ほぼ同様の意味ではないかと思われる項目があるが、何か意図があるのか。	重複しているように見える項目は、大項目ごとにそれぞれの観点から審査する際の審査項目として設定しているものであるが、今後同様の

	企画競争を行う場合には表現振りに留意したい。また、同様の意味のように思われる項目については、用語を使い分けてそれぞれについて適切な提案がされているかという観点を意図して記載したものである。
本件調達は企画競争公告日が令和6年1月31日であり、プレゼンテーション実施日が同年3月21日となっているところ、公告期間を長くして準備期間をより多く取ることで、企画競争参加者数を増やすこともできるかと思うので、次回以降スケジュールについてはよく御検討いただきたい。	

意見・質問	説明・回答
2 公正取引委員会ホームページの改修業務（随意契約）	
本件調達については、システムが絡むことから、構築業者でしか改修を行えないものと理解したが、構築時の契約内容に構築後の改修を含んだものとすることはできないのか。そうすれば、今回のような費用は発生せず、トータルコストもより低く抑えられたのではないか。	発注側において、ホームページの構築時に3年ないし4年後の改修に見合うコストを事前に算出することは難しく、また、事業者側においても、実際に発生するか分からぬ改修に係るコストを計上しなければならないため、改修を見据えた契約内容とすることは難しいと考える。
契約締結日が令和6年3月5日で履行期限が同月29日となっている。契約から履行期限までの期間が短いのはなぜか。もう少し、期限の余裕があれば、他の事業者も参加することができたのではないかと思われる。	今回改修を行った申告フォームは、事業者や一般消費者等が独占禁止法や下請法に係る申告をホームページ上から行うものであり、利用者の利便性確保の観点から、長期間止めることができなかつたためである。
何らかの理由でホームページの構築業者が事業をやめてしまった場合など、どのように対応することとなるのか。	対応できる事業者がいなくなってしまったとしても、システムを保有しているのはあくまで当委員会となるので、改修の必要性や発生した不具合についてどこまで許容するかなど内部で検討した上で、当委員会が自ら改修できる部分は改修しつつ、それ以外の部分は事業者に改修を依頼するなどの対応を探ることになると考える。
システムの一部分の改修を構築業者以外の事業者に依頼することができるのか。	ホームページ構築時の設計資料があるので、当該設計資料を利用すれば可能であると考える。
不具合が起こった際、構築を依頼した業者は別な業者に構築時の設計図を渡し、改修を依頼することは問題ないのか。	問題ないと考えている。
本件の改修部分は、構築業者による構築時の不完全な作業が原因ではないのか。それとも、利用しているうちに構築時には想定していなかった状況で不具合が認められたのか。	本件については、構築時から問題が生じていた訳ではないため、構築業者の不完全な作業によるものではないと考えている。状況変化によって生じたと考えるのが妥当である。
情報システム関係の調達では、特に作り込む必要があるものではイニシャルコストも含め構築業者の言い値になりやすい面があり注意が必要だと認識している。今回のような特命随契の場合、どのようにして適正な価格で契約していく	一般的に仕様が複雑なものになったりするとイニシャルコストも含め契約価格もそれなりに高額なものとなるのは避けられないと考えられる。ただし、本件の場合は、作業工程や作業するシステムエンジニア等の作業時間及び人件費の

るのか。	<p>単価も、情報システム系の一般的な人件費等と遜色のない程度であることを確認している。また、ホームページに関連する業務で運用支援業務があるが、今年度は公募により構築業者以外にも契約可能な業者がいないか確認する手続もを行い、契約の透明化を図っているところである。</p>
不具合が発生した場合の対応については、あらかじめ契約内容に不具合発生時の改修等の作業を盛り込んでおくより、不具合が発生した都度、改修等の作業を発注した方がコストを低く抑えられるのか。	<p>その都度、改修を行う方がコストとしては安くなる。本件契約業者には、運用支援業務による相談受付も依頼していることから、相談した結果、改修が必要と判断したものについて、別途改修を依頼している。</p>

意見・質問	説明・回答
3 海外文献の英文和訳請負（一般競争入札）	
本件入札は、落札率が低かったようであるが、そもそも予定価格が高過ぎたのではないか。事前の見積りの状況はどうだったのか。	本件予定価格は、3者から参考見積を徴取し、これを基に決定した。参考見積は本件落札業者にも依頼していたところ、参考見積時と同じ仕様であるにもかかわらず、入札時には参考見積より大きく価格を下げて応札されたものであり、事業者が努力してくれたものと認識している。
入札説明書交付者数は、27者であったところ、入札者数が2者と、かなり少なくなっているが、この要因はどのように考えているか。入札参加資格が厳し過ぎたのではないか。	<p>翻訳業務の調達については、過去、安く落札した業者が成果物として提出してきたものに、大幅な手直しが必要となるケースが複数あったため、昨年度から成果物の品質確保を目的としてISO及びJIS規格の取得を入札参加資格の要件として仕様書に盛り込んでいる。この規格では品質確保を担保するための要件が定められており、機械翻訳かつチェックも甘いような低品質の業者には取得が難しく入札参加のハードルが高くなることから、資格に追加したものである。実際に当該資格の追加後は、入札者数が減少している。本件入札においては、27者が入札説明書の交付を受けたものの、その後説明書に記載されている当該ISO等の規格の資格要件を確認した結果、2者を除き入札参加を断念したものと思われる。</p> <p>入札参加者が2者となり入札参加資格が厳し過ぎたのではないかという御懸念については、他の翻訳に係る調達では同様の資格要件を盛り込んだ場合でも3者以上の入札参加があるので、参加資格として特に厳しい要件になってい るとは考えていない。</p>
ISO・JIS規格を資格の要件に盛り込むことで実際に品質は良くなるのか。	本件では大きな手直しもなく品質も問題なかった。
本件は分量が多い案件であり、契約から履行期限までもう少し時間的猶予があれば入札参加者も増えた可能性もあったと考えられる。履行	履行期間については、業務全体のスケジュールも考えながら設定する必要もあるが、よく検討したい。

期間についてはよく検討していただきたい。	
参考見積徴取時と入札時で金額に大きく差がある場合、成果物に問題がないのであれば、どのような事情が考えられるのか。なぜそのような安い金額に抑えられたのかは重要なポイントだと思うので、落札業者に確認するなど検証が必要である。	<p>参考見積よりも落札価格が大幅に下がっている理由について落札業者には確認していないので、正確な事情は不明である。</p> <p>一般的には当委員会では予定価格が1000万円超の請負業務であれば予定価格の1／2以下で落札すると契約を保留して低入札価格調査を実施することとなるが、本件は該当しなかった。</p>
低入札価格調査に該当しない案件であっても、今回のようなケースの場合は落札業者に事情を確認した方がよいと考える。	今後検討の上、取り組んでいきたい。